

1. 熊本地震におけるペットの被災概況

1. 熊本地震におけるペットの被災概況

(1) 熊本地震の概要

① 地震の概要

平成 28 年（2016 年）4 月 14 日 21 時 26 分、熊本県熊本地方の深さ約 11km を震源として、マグニチュード（以下「M」という。）6.5 の地震（前震）が発生し、熊本県益城町において震度 7 を観測しました（表 1-1-1）。その 2 日後の平成 28 年 4 月 16 日 1 時 25 分、同じく熊本県熊本地方の深さ約 12km を震源として、M7.3 の地震（本震）が発生し、熊本県西原村と益城町において震度 7 の地震が発生しました（表 1-1-2）。4 月 14 日の発災当初は、その後に発生する地震は余震であり 14 日の地震の規模を上回る地震が発生するとは考えられていませんでした。最大震度 7 を超える 2 度の揺れと度重なる余震によって、多くの家屋が倒壊するなどの被害が各所で見られました。この一連の地震は横ずれ断層型とされ、益城町堂園付近では最大約 2.2m の右横ずれの地盤変位が確認されました。これは、平成 7 年（1995 年）1 月 17 日に発生した兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）と同規模の大きな地震になります。

なお、同じ震源地で震度 7 以上を 2 回観測するのは観測史上初のことであったほか、平成 7 年以降に生じた内地地震としては M3.5 以上の地震回数が最多となり、発災当初から 10 月 31 日までに一連の地震で観測された震度 1 以上の地震の回数は 4,123 回に上りました。気象庁はこの「4 月 14 日 21 時 26 分以降に発生した熊本県を中心とする一連の地震活動」を指す言葉として「平成 28 年（2016 年）熊本地震」を用いています。以下、本稿でも「平成 28 年（2016 年）熊本地震」を「熊本地震」としました。

表 1-1-1 4 月 14 日の前震において震度 6 弱以上を記録した地域

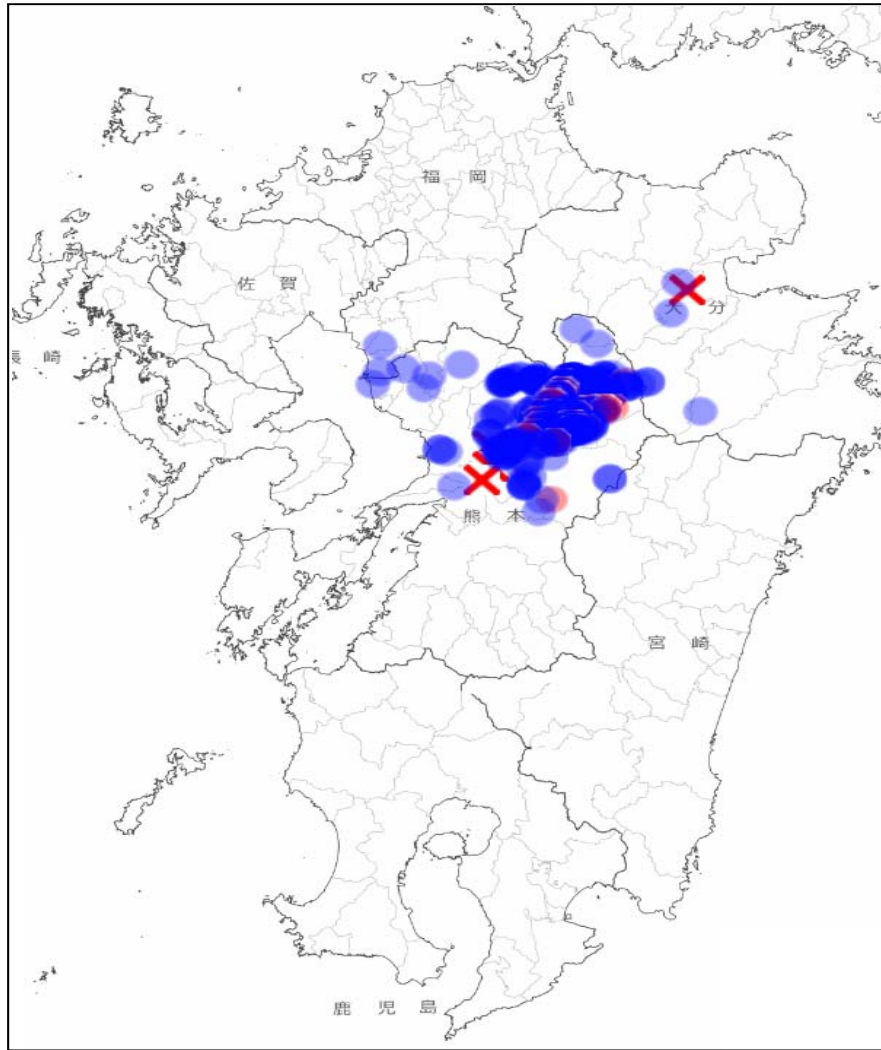
震度	県	市区町村
7	熊本県	益城町
6 弱	熊本県	熊本市東区, 熊本市西区, 熊本市南区, 西原村, 宇城市, 玉名市

内閣府公表資料 http://www.bousai.go.jp/updates/h280414jishin/pdf/h280414jishin_36.pdf に基づき作成

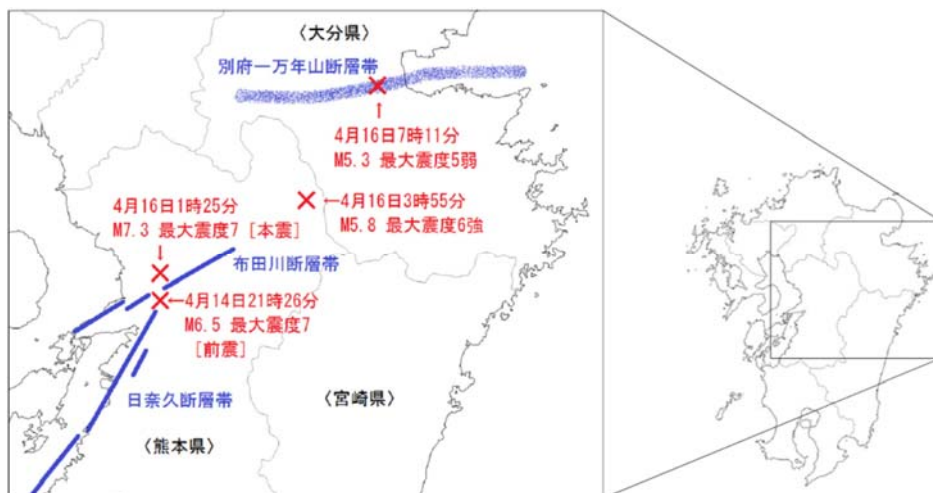
表 1-1-2 4 月 16 日の本震において震度 6 弱以上を記録した地域

震度	県	市区町村
7	熊本県	益城町, 西原村
6 強	熊本県	熊本市中央区, 熊本市東区, 熊本市西区, 南阿蘇村, 菊池市, 宇土市, 嘉島町, 合志町, 大津町, 宇城市
6 弱	熊本県	熊本市北区, 熊本市南区, 西原村, 玉名市, 美里町, 阿蘇市, 菊陽町, 御船町, 山都町, 氷川町, 和水町, 八代市, 上天草市, 天草市,
	大分県	由布市, 別府市

内閣府公表資料 http://www.bousai.go.jp/updates/h280414jishin/pdf/h280414jishin_36.pdf に基づき作成



※ × : 主な震源地、赤● : 大規模土砂崩落地、青● : 小規模土砂崩落地
 地理院地図（電子国土Web）より作成



【出典】国立国会図書館 平成 28 年（2016 年）熊本地震の概況 調査と情報—ISSUE BRIEF—
 NUMBER 910(2016. 5.26.)

② 被害の概要

熊本地震の発生により、震源地である熊本県熊本地方を中心に多くの人命が失われ、家屋やインフラ等にも壊滅的な被害が生じました。また、地震による地盤の緩みとその後の雨によって、数多くの土砂災害が報告されています。

(ア) 人的被害

熊本震災による死亡者は137人にのぼり、負傷者は2,479人と発表されています(表1-1-3)。最も多くの人的被害があったのが熊本県で、死亡者137人、負傷者2,407人となっており、他の地域と比べて熊本県に被害が集中していたことが分かります(平成28年11月14日時点)。

表 1-1-3 人的被害の状況(平成28年11月14日時点) [単位:人]

都道府県	死亡者	重傷者	軽傷者
福岡県		1	17
佐賀県		4	9
熊本県	137	974	1,433
大分県		11	22
宮崎県		3	5
計	137	993	1,486

内閣府公表資料 http://www.bousai.go.jp/updates/h280414jishin/pdf/h280414jishin_36.pdf に基づき作成

(イ) 建築物等の被害

建築物への被害については、8,329 戸が全壊し 31,692 戸が半壊となるなど甚大な被害となりました（平成 28 年 11 月 14 日時点）。被害が熊本県と大分県の一部に集中していたことが分かります（表 1-1-4）。

戸建て住宅については、台風対策として屋根の瓦が強風で飛ばないように留めてあったことが、家屋倒壊の多さの一因とされておりますが、最初の揺れに対しては倒壊することなく耐えた家屋でも、度重なる大きな余震による倒壊の恐怖感から、住民は建物内で眠ることができず、車やテント等で避難生活を送る避難者が多くなったといわれています。

表 1-1-4 建築物の被害状況（平成 28 年 11 月 14 日時点）

[単位：戸]

都道府県	住居被害			非住家被害		火災
	全壊	半壊	一部損壊	公共建物	その他	
山口県			3			
福岡県		1	230		1	
佐賀県			1		2	
長崎県			1			
熊本県	8,320	31,475	135,613	311	4,185	15
大分県	9	214	7,783	187	60	
宮崎県		2	20			
計	8,329	31,692	143,651	311	4,248	15

内閣府公表資料 http://www.bousai.go.jp/updates/h280414jishin/pdf/h280414jishin_36.pdf 及び大分県公表資料 http://www.pref.oita.jp/uploaded/life/1048291_1367002_misc.pdf に基づき作成

(ウ) 避難者数

熊本地震に伴う避難者の数は、避難者の最も多かった平成28年4月17日時点において、熊本県で183,882人、大分県で12,386人にのぼりました（表1-1-5）。

また、避難所は4月17日までに熊本県で855箇所、大分県で235箇所が設置されました。その後公営住宅等への受け入れ、応急仮設住宅の整備やみなし仮設住宅への異動等が進んだことにより避難所の統廃合が行われ、大分県では平成28年5月16日をもって県内の全避難所が閉鎖となり、避難者数の多かった熊本県内の避難所についても地震発生から約7ヶ月後の平成28年11月18日をもって全ての避難所が閉鎖となりました。平成28年11月14日現在、熊本県では16市町村、110団地、4303戸の応急仮設住宅の整備が完了し入居が進んでいます（表1-1-6）。

表 1-1-5 避難所及び避難者数の推移

都道府県	市町村	避難所数		避難者数	
		4月17日	6月15日	4月17日	6月15日
熊本県	熊本市	254	48	108,266	1,594
	大津町	73	5	12,879	103
	菊陽町	15	1	8,000	7
	益城町	12	15	7,910	2,029
	阿蘇市	30	1	7,277	30
	宇城市	21	7	6,828	252
	合志市	20	2	6,629	32
大分県	別府市	28		6,539	
熊本県	菊池市	25	1	3,631	6
	御船町	24	3	3,234	257
	南阿蘇村	20	9	3,043	971
	西原村	10	5	2,951	547
大分県	由布市	38		2,667	
熊本県	嘉島町	3	2	2,000	329
	山都町	37	1	1,975	4
	小国町	30		1,955	
	八代町	66	1	1,705	7
	南小国町	29		1,701	
大分県	大分市	132		1,475	
熊本県	宇土市	15	7	1,183	61
大分県	竹田市	18		1,122	
	豊後大野市	19		583	
熊本県	甲佐町	10	1	561	4
	山鹿市	10		550	

	美里町	8	5	471	4
	高森町	14	3	400	
	天草市	6		136	
	玉名市	15		134	
	人吉市	10		109	
	産山村	6	5	95	
	荒尾市	19		73	
	南関町	6		54	
	水俣市	22		39	
	芦北町	25		30	
	上天草市	1		28	
	長洲町	4		17	
	和水町	2		10	
	玉東町	4		6	
	多良木町	1		2	
	津奈木町	3			
	相良村	2			
	山江村	2			
	湯前町	1			
	氷川町	(未確認)	1	(未確認)	4
計	44 市町村	1,090	123	196,268	6,241

内閣府公表資料 http://www.bousai.go.jp/updates/h280414jishin/h28kumamoto/pdf/h280617_1.pdf 及び
大分県公表資料 http://www.pref.oita.jp/uploaded/life/1043297_1327206_misc.pdf に基づき作成

表 1-1-6 仮設住宅団地の整備数

都道府県	市町村	整備戸数等	
		団地数	戸数
熊本県	熊本市	9	541
	宇土市	6	143
	宇城市	6	176
	美里町	3	41
	大津町	6*	91
	菊陽町	1	20
	阿蘇市	4	101
	産山村	2	9
	南阿蘇村	8*	401
	西原村	5	312
	御船町	21	425
	嘉島町	11	208
	益城町	18	1562
	甲佐町	6	228
	山都町	1	6
	氷川町	3	39
計	16 市町村	110	4303

※ 室南出口仮設団地については、大津町と南阿蘇村の被災者の方の団地となるため、それぞれの町村の団地として計上しています。

熊本県公表資料

http://www.pref.kumamoto.jp/common/UploadFileOutput.ashx?c_id=3&id=15918&sub_id=77&flid=86887 に基づき作成

(エ) 災害関連法令の適用地域

熊本地震に伴う被害の発生に鑑み、熊本県内の全 45 市町村に対して「災害救助法」(平成 22 年 10 月 18 日法律第 118 号)が適用されました(表 1-1-7)。

表 1-1-7 災害救助法が適用された地域

都道府県	災害救助法適用市町村
熊本県	熊本市, 八代市, 人吉市, 荒尾市, 水俣市, 玉名市, 山鹿市, 菊池市, 宇土市, 上天草市, 宇城市, 阿蘇市, 天草市, 合志市, 下益城郡美里町, 玉名郡玉東町, 玉名郡南関町, 玉名郡長洲町, 玉名郡和水町, 菊池郡大津町, 菊池郡菊陽町, 阿蘇郡南小国町, 阿蘇郡小国町, 阿蘇郡産山村, 阿蘇郡高森町, 阿蘇郡西原村, 阿蘇郡南阿蘇村, 上益城郡御船町, 上益城郡嘉島町, 上益城郡益城町, 上益城郡甲佐町, 上益城郡山都町, 八代郡氷川町, 葦北郡芦北町, 葦北郡津奈木町, 球磨郡錦町, 球磨郡多良木町, 球磨郡湯前町, 球磨郡水上村, 球磨郡相良村, 球磨郡五木村, 球磨郡山江村, 球磨郡球磨村, 球磨郡あさぎり町, 天草郡苓北町

内閣府公表資料 http://www.bousai.go.jp/kohou/oshirase/pdf/20160415_01kisya.pdf に基づき作成

(2) ペットの被災概況

① 被災地のペット避難概況

熊本地震では、地震の揺れによる家屋の倒壊や土砂災害により多くの人命が失われました。被災地域のペットについては、命は助かったものの負傷したり、地震の揺れに驚いて逃げ出し、放浪状態となったペットが多数あったことが分かっています。

熊本県県内の犬の登録頭数は 112,543 頭となっています（平成 25 年 3 月 31 日現在）。一方で、県の動物飼養実態調査や（一社）ペットフード工業会の調査から、登録せずに飼われている犬も相当数いるのではないかと推測されます。猫については、登録制度はありませんが、動物飼養実態調査等から県内では 10 万頭程度が飼われていると推計されます。

環境省では、熊本地震において開設された避難所を巡回し、ペット同行避難者の避難状況を確認しました（環境省,2016）。巡回調査は熊本市を除く 16 市町村 136 カ所（のべ 147 カ所）で実施し、この内、調査時とそれ以前に同行避難があったとされる避難所は 85 カ所あり、調査を実施した避難所の半数以上（62.5%）で同行避難がみられました。一方、調査時にペットの同行避難が確認された避難所は 50 カ所（36.8%）と、同行避難情報があった避難所（85 カ所）の約 6 割に減少していました。その要因として、避難所屋内への受け入れが拒否されたこと、飼養者が他の避難者に配慮してペットと移動、またはペットだけを家に置いて来たこと等が考えられます。

調査時に避難所屋内でのペットの飼養が確認されたのは、益城町、南阿蘇市、西原村、宇土市、菊陽町、大津町、御舟町、阿蘇市、八代市の計 15 の避難所であり、同行避難が確認された避難所（51 カ所）の約 3 割弱でした（表 1-2-1）。他方、益城町、宇土市、大津町、御舟町や甲佐町の避難所で、屋内へのペット持込みを原則不可としていた避難所もあったことが確認されました。

避難場所は体育館、廊下・ロビー、教室・会議室等の他、和室を使用する等他の避難者と避難スペースを区別している避難所もみられました。また、全体の数は把握できていませんが、避難所に避難したものの、前述のような理由からペットとともに車中泊した被災者がいたのも熊本地震の特徴のひとつです。一方、一部の避難所において室内同居ができないことの解釈を誤り「ペット同行避難はできない」と SNS で拡散されたことで、被災地に混乱が生じたことも分かっています。

このように、震災によって死亡したり負傷したりするなど直接的な被害を受けたペットの他にも、同行避難後の避難所の対応方針の違いや誤った解釈によりペットとその飼い主はさまざまな形で震災の影響を受けていることが分かりました。

過去の災害では「同行避難」の定義の周知徹底が議論されてきましたが、熊本地震においても、「同行避難」と避難後の「ペットとの室内同居避難」の混同が生じており、定義の再確認の必要性が訴えられています。

表 1-2-1 避難状況

市町村名	巡回避難所数		同行避難の情報がある避難所数	調査日現在、同行避難が確認された避難所数	調査日現在、屋内で同行避難が確認された避難所数	確認された避難ペット		
	箇所数	のべ箇所数				犬(のべ頭数)※	猫(のべ頭数)※	その他の動物
益城町	11	16	11	11	2	65	10	ウサギ・フェレット・ハリネズミ
南阿蘇村	13	15	8	6	3	25	3	
西原村	6	9	5	4	1	18	—	セキセイインコ
宇土市	9	9	5	2	1	11	—	
菊陽町	9	9	6	5	3	9	1	
大津町	20	20	15	4	2	7	1	
御船町	13	14	5	4	1	5	—	
甲佐町	9	9	7	4	—	5	—	
阿蘇市	12	12	3	3	1	4	—	
嘉島町	1	1	1	1	—	2	1	
宇城市	19	19	11	4	—	2	1	ウサギ
八代市	3	3	1	1	1	2	—	
美里町	3	3	2	1	—	1	—	
高森町	6	6	3	—	—	—	—	
玉名市	1	1	1	—	—	—	—	
山都町	1	1	1	—	—	—	—	
計	136	147	85	50	15	156	17	

※頭数が確認されたもののみをカウント

② 動物病院の被災状況

(一社)熊本県獣医師会の報告によると、(一社)熊本県獣医師会会員のうち被災した動物病院は震源地である益城町の2動物病院をはじめ、隣接する熊本市では東区と中央区を中心に28戸、その他、阿蘇市3戸、合志市2戸、菊陽町2戸、大津町1戸、西原村1戸でした。被害の内訳は、全壊1、大規模半壊2、半壊5、一部損壊31でした(表1-2-2)。地震発生時における動物病院でのペットの避難状況についての詳細は把握できていませんが、今回被災した全壊、大規模半壊と半壊の動物病院の中には、震災時に入院動物がいなかった病院や、犬や猫の収容施設(ケージ等)までは被害が及ばず、安全が確認できたことから、同行避難の必要はないと判断した病院があります。一方、特に地震の被害が大きかった益城町、熊本市の動物病院では、夜半の発災に加え、電気、水道等のライフラインが寸断された状況の中で、人の安全が優先されるということから、まずは一旦、人の安全を確保した後、病院に戻り、残した動物への処置を行ったという例が多くありました。

表 1-2-2 発災直後における(一社)熊本県獣医師会会員動物病院の状況(平成28年4月20日現在)

所属支部	病院数	診療施設における被害数	被害内訳		診療可能な病院数		診療稼働率	一時預かり可能な病院数
熊本市	42	25	全壊	1	可	27	76%	11 (その他条件付2病院)
			大規模半壊	2	条件付き可	5		
			半壊	2	不可	10		
			一部損壊	20				
有明	10	0	全壊		可	10	100%	3
			大規模半壊		条件付き可			
			半壊		不可			
			一部損壊					
山鹿市	7	0	全壊		可	7	100%	2 (その他条件付き1病院)
			大規模半壊		条件付き可			
			半壊		不可			
			一部損壊					
菊池	22	3	全壊		可	21	95%	3 (その他条件付き1病院)
			大規模半壊		条件付き可			
			半壊		不可	1		
			一部損壊	3				
大津	10	3	全壊		可	5	80%	2 (その他条件付き2病院)
			大規模半壊		条件付き可	3		
			半壊		不可	2		
			一部損壊	3				
阿蘇中部	11	3	全壊		可	10	100%	1
			大規模半壊		条件付き可	1		

			半壊		不可			
			一部損壊	3				
小国	1	0	全壊		可	1	100%	0
			大規模半壊		条件付き可			
			半壊		不可			
			一部損壊					
南阿蘇	6	1	全壊		可	6	100%	0
			大規模半壊		条件付き可			
			半壊	1	不可			
			一部損壊					
上益城郡	6	3	全壊		可	3	67%	3
			大規模半壊		条件付き可	1		
			半壊	2	不可	2		
			一部損壊	1				
宇城	3	0	全壊		可	3	100%	1
			大規模半壊		条件付き可			
			半壊		不可			
			一部損壊					
八代郡	2	0	全壊		可	2	100%	2
			大規模半壊		条件付き可			
			半壊		不可			
			一部損壊					
八代市	3	0	全壊		可	2	100%	1
			大規模半壊		条件付き可	1		
			半壊		不可			
			一部損壊					
芦北	2	0	全壊		可	2	100%	0
			大規模半壊		条件付き可			
			半壊		不可			
			一部損壊					
人吉球磨	23	0	全壊		可	23	100%	7
			大規模半壊		条件付き可			
			半壊		不可			
			一部損壊					
天草	7	0	全壊		可	7	100%	0
			大規模半壊		条件付き可			
			半壊		不可			
			一部損壊					

大窪	1	1	全壊		可	1	100%	
			大規模半壊		条件付き可			
			半壊		不可			
			一部損壊	1				
無所属	1	0	全壊		可	1	100%	0
			大規模半壊		条件付き可			
			半壊		不可			
			一部損壊					
合計	157	39	全壊	1	可	131	90%	36 (その他条件付き6病院)
			大規模半壊	2	条件付き可	11		
			半壊	5	不可	15		
			一部損壊	31				



全壊した動物病院（熊本市東区）



半壊の動物病院内（熊本市東区）

[写真提供：（一社）熊本県獣医師会]

③ 民間の一時預かり施設の被災状況

熊本地震の被災地域内にある民間の一時預かり施設では、発災時に預かっていたペットの被害は確認されていませんが、預かり施設内の家具の倒壊や水道管等の破損による断水などの、施設への被害が確認されています。

また震災後に、避難生活に伴うペットの一時預かり依頼や迷子動物の収容が急増したため、預かり施設の設備改修を行いながら、ボランティアスタッフや支援物資の募集・受入れを行って対応していたことが分かっています。熊本空港の近くにある民間の預かり施設では、迷子動物の情報共有等について独自に行政との調整を進めていたほか、民間団体であることから行政の支援を受けることが困難な中で、Facebook等のインターネットツールを活用して独自に義援金募集や支援物資の呼びかけなどを行っていました。



地震直後の事務所内



地震直後のトリミングスペース



支援物資

[写真提供：ドッグレスキュー熊本]

(3) 動物救護に関する取組の概況

本項は、環境省が地方自治体や地方獣医師会を対象に実施した熊本地震での被災動物の救護活動に関するアンケートとヒアリングの回答結果を基に、平成 28 年 10 月末時点での動物救護に関する取組の概要をとりまとめたものです。

アンケートは以下の 3 つの対象に分けて実施し、対象によって設問内容が異なります。そのため、本項では対象を便宜的に自治体 A、自治体 B、地方獣医師会として、それぞれの回答がどの対象に対しての設問に対する回答であるかを記しています。

表 1-3-1 アンケート対象

対象の名称	自治体 A	自治体 B	地方獣医師会
対象	熊本地震における被災地の県、政令市	避難所・仮設住宅を設置した市町村	被災地と被災地を支援した地方獣医師会
対象組織	①熊本県 ②熊本市	①益城町 ②八代市 ③阿蘇市 ④南阿蘇村 ⑤高森町 ⑥玉名市 ⑦宇城市 ⑧美里町 ⑨菊陽町 ⑩大津町 ⑪甲佐町 ⑫嘉島町 ⑬山都町 ⑭西原村 ⑮御船町 ⑯宇土市	①（一社）熊本県獣医師会
団体数	2 自治体	16 自治体	1 団体

注：避難所または仮設住宅を設置したとの回答が得られた自治体であり、避難所または仮設住宅を設置した全ての自治体とは限らない。

① 災害に備えた動物救護体制の整備状況

(ア) ペットとの同行避難についての方針

熊本県と熊本市（アンケート対象：自治体 A）はともに、熊本地震以前から、災害時のペットとの同行避難についての方針を定めていました。しかし、熊本県では方針が記載された手引きを市町村に配布する直前に地震が発生したため、県内の市町村に同行避難についての方針を周知できませんでした。また、熊本県、熊本市ともに、管轄する市区町村の担当部署との間で同行避難に関しての取り決めはしていませんでした。

表 1-3-2

熊本県及び熊本市（自治体 A）	熊本県	熊本市
同行避難についての方針の有無	有	有
同行避難に関する市区町村担当部署との取り決めの有無	無	無

(イ) 避難所におけるペットの受け入れ方針

熊本県と熊本市（アンケート対象：自治体 A）はともに、熊本地震以前から、避難所でのペットの受け入れについての方針を定めていました。しかし、熊本県では方針が記載された手引きを市町村に配布する直前に地震が発生したため、県内の市町村に避難所でのペットの受け入れについての方針を周知できませんでした。また熊本県、熊本市ともに、避難所でのペットの受け入れに関して、市区町村の担当部署との間で取り決めをしていませんでした（表 1-3-3）。

一方、16 市町村（アンケート対象：自治体 B）のうち、熊本地震以前から避難所でのペットの受け入れに関する方針を定めていたのは 4 自治体でした（表 1-3-4）。

表 1-3-3

熊本県及び熊本市（自治体 A）	熊本県	熊本市
避難所でのペットの受け入れについての方針の有無	有	有
避難所でのペットの受け入れに関する、市町村担当部署との取り決めの有無	無	無

表 1-3-4

16 市町村（自治体 B）	有	無/他
避難所でのペットの受け入れについての方針の有無	4	12

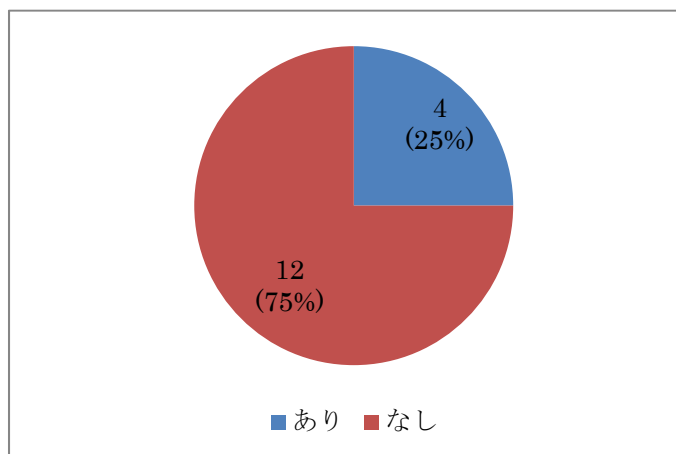


図 1-3-1 避難所でのペット受け入れ方針の有無（自治体 B）

(ウ) 仮設住宅におけるペット飼養についての方針

熊本県と熊本市（アンケート対象：自治体 A）はともに、熊本地震以前に、仮設住宅でのペットの飼養についての方針を定めてはいませんでした。また、熊本県、熊本市ともに市町村の担当部署との間で、仮設住宅でのペットの飼養に関して取り決めは行っていませんでした（表 1-3-5）。しかし熊本県は、地震の発生後に、市町村に対して仮設住宅でのペットの受入を要請しました。

また、16 市町村（アンケート対象：自治体 B）のうち、熊本地震以前から仮設住宅でのペットの飼養について方針を定めていたのは 3 自治体で、このうち 2 自治体は室内飼養に限り受入れ可とする方針でした（表 1-3-6）。

表 1-3-5

熊本県及び熊本市（自治体 A）	熊本県	熊本市
仮設住宅でのペットの飼養についての方針の有無	無	無
仮設住宅でのペットの飼養に関する市区町村担当部署との取り決めの有無	無	無

表 1-3-6

16 市町村（自治体 B）	有	無/他
仮設住宅でのペットの飼養についての方針の有無	3	13

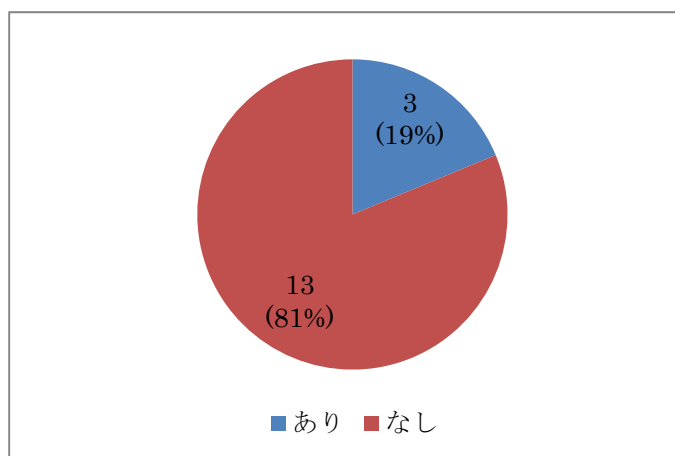


図 1-3-2 仮設住宅でのペット受け入れ方針の有無（自治体 B）

(エ) 避難所または仮設住宅の運営マニュアル

16 市町村（アンケート対象：自治体 B）のうち、熊本地震以前から、避難所または仮設住宅の運営マニュアルに、ペットに関する記載があったのは 2 自治体でした。このうち 1 自治体は室内でのケージ内飼養を原則とする方針でした。

表 1-3-7

16 市町村（自治体 B）	有	無/他
避難所または仮設住宅の運営マニュアルにおけるペットに関する記載の有無	2	14

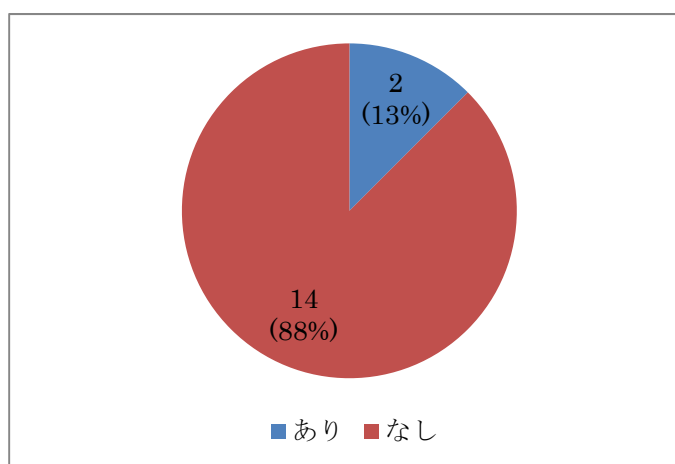


図 1-3-3 避難所または仮設住宅の運営マニュアルでのペットに関する記載（自治体 B）

(オ)「地域防災計画」における‘避難所でのペットの受け入れ’に関する記載

熊本県と熊本市（アンケート対象：自治体 A）では、平成 28 年 10 月末日時点において双方ともに、地域防災計画に避難所でのペットの受け入れに関する記載がありました（表 1-3-8）。

また、16 市町村（アンケート対象：自治体 B）のうちの 3 自治体にも記載があり、このうちの 1 自治体では、ペットの受け入れが可能な避難所をあらかじめ指定していました（表 1-3-9）。

表 1-3-8

熊本県及び熊本市（自治体 A）	熊本県	熊本市
地域防災計画への 避難所でのペットの受け入れに関する記載の有無	有	有

表 1-3-9

16 市町村（自治体 B）	有	無/他
地域防災計画への 避難所でのペットの受け入れに関する記載の有無	3	13

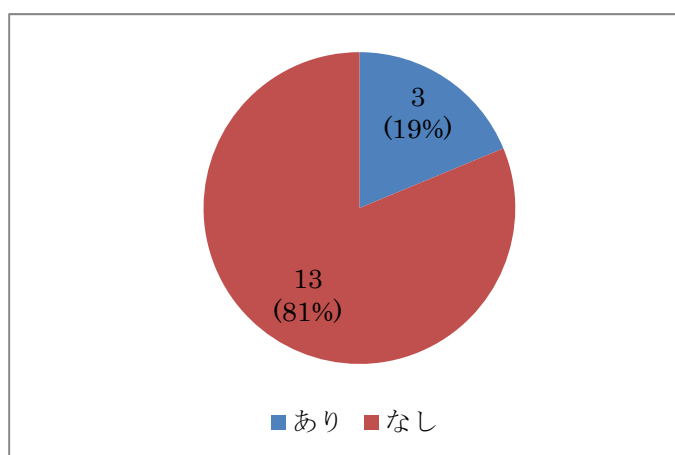


図 1-3-4 地域防災計画への避難所でのペット受け入れに関する記載の有無（自治体 B）

(カ) 「地域防災計画」における「仮設住宅でのペットの飼養」に関する記載

熊本県と熊本市（アンケート対象：自治体 A）のうち、熊本県では平成 28 年 10 月末日時点において、地域防災計画に、仮設住宅でのペットの飼養に関する記載がありました（表 1-3-10）。また、16 市町村（アンケート対象：自治体 B）のうちでは、1 自治体に記載がありました（表 1-3-11）。

表 1-3-10

熊本県及び熊本市（自治体 A）	熊本県	熊本市
地域防災計画への 仮設住宅でのペットの飼養に関する記載の有無	有	無

表 1-3-11

16 市町村（自治体 B）	有	無/他
地域防災計画への 仮設住宅でのペットの飼養に関する記載の有無	1	15

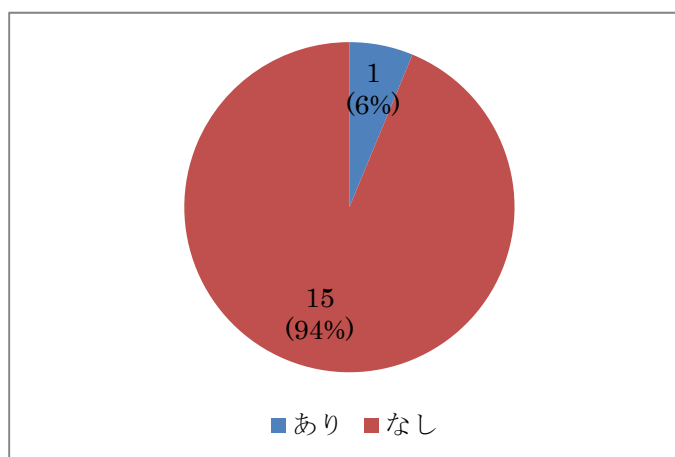


図 1-3-5 地域防災計画への仮設住宅におけるペット受け入れに関する記載の有無（自治体 B）

(キ)「地域防災計画」における‘平常時からの飼い主責任・役割’等に関する記載

熊本県と熊本市（アンケート対象：自治体 A）のうち、熊本市では平成 28 年 10 月末日時点において、地域防災計画に、平時からの飼い主の責任・役割、避難訓練でのペット同行等に関する記載がありました（表 1-3-12）。また、16 市町村（アンケート対象：自治体 B）のうち、それが記載されていた自治体はありませんでした（表 1-3-13）。

表 1-3-12

熊本県及び熊本市（自治体 A）	熊本県	熊本市
地域防災計画への 平常時からの飼い主の責任・役割に関する記載の有無	無	有

表 1-3-13

16 市町村（自治体 B）	有	無/他
地域防災計画への 平常時からの飼い主の責任・役割に関する記載の有無	0	16

(ク) 地方自治体におけるマニュアルの策定など

熊本県と熊本市（アンケート対象：自治体 A）のうち、熊本県では熊本地震以前に、災害に備えて、動物救護に関するマニュアル（防災計画をマニュアルとして活用している場合も含む）を策定していましたが、市町村に配布する直前に地震が発生したため周知できませんでした。

表 1-3-14

熊本県及び熊本市（自治体 A）	熊本県	熊本市
災害時の動物救護活動に関するマニュアル策定の有無	有	無

(ケ) 地方獣医師会におけるマニュアルの策定等

（一社）熊本県獣医師会では、動物救護活動に関するマニュアル等は策定していませんでした。

(コ) 地方自治体と地方獣医師会等との協定締結

熊本県は、平成 27 年 4 月 30 日に、(一社) 熊本県獣医師会との間に「災害時の動物救護活動に関する協定」を締結していました。この協定は、「県域(熊本市を除く)又は隣接する県等の区域で災害が発生した時にその被災地において被災動物を救護する活動を実施し、被災動物及びその飼養者に対して必要な支援を行う」というものです。熊本県地域防災計画に基づき、県が行う被災動物の救護対策について、(一社) 熊本県獣医師会が動物救護活動を実施して協力する内容が謳われています。また、熊本市も(一社) 熊本県獣医師会熊本市支部との間に、被災動物の健康管理・治療、一時保護等の救援活動について「災害時の動物救護活動に関する協定」を締結していたことが分かっています。

表 1-3-15

熊本県及び熊本市(自治体 A)	熊本県	熊本市
地方獣医師会等との協定締結の有無	有	有

(サ) 獣医師間の連携

熊本県獣医師会は、熊本地震の発災以前に、九州地区獣医師会連合会や隣接する他県の獣医師会との間で、災害に備えた事前の取り決め等は設けていませんでした。

(シ) 拠点施設の取り決め

熊本県と熊本市(アンケート対象:自治体 A)はともに、熊本地震以前から、災害時に動物救護活動の拠点とする施設(放浪動物・負傷動物を保護・収容するための施設)を取り決めていました。

表 1-3-16

熊本県及び熊本市(自治体 A)	熊本県	熊本市
動物救護活動の拠点施設についての取り決めの有無	有	有

(ス) 物資の備蓄

熊本県と熊本市(アンケート対象:自治体 A)のうち、熊本県、熊本市ともに熊本地震以前より災害に備えて動物救護に必要な物資の備蓄はありませんでした。

表 1-3-17

熊本県及び熊本市(自治体 A)	熊本県	熊本市
物資の備蓄の有無	無	無

② 避難所におけるペット同行の被災者の受入れ状況について

(ア) 避難所におけるペット受け入れの際のルールの設定

16 市町村（アンケート対象：自治体 B）のうち、9 自治体においてペットを受け入れる（飼養する）にあたっての条件やルール等が設定されている避難所がありました。このうち 1 自治体は受け入れ不可とする方針を定めていたほか、4 自治体が避難所室内へのペットの連れ込みを不可としていました。

表 1-3-18

16 市町村（自治体 B）	該当自治体数
避難所でペットを受け入れるにあたって、条件・ルール等が設定されていた市町村	9
避難所でペットの受け入れを行わない方針とした市町村	1
避難所室内へのペットの連れ込みを不可とした市町村	4

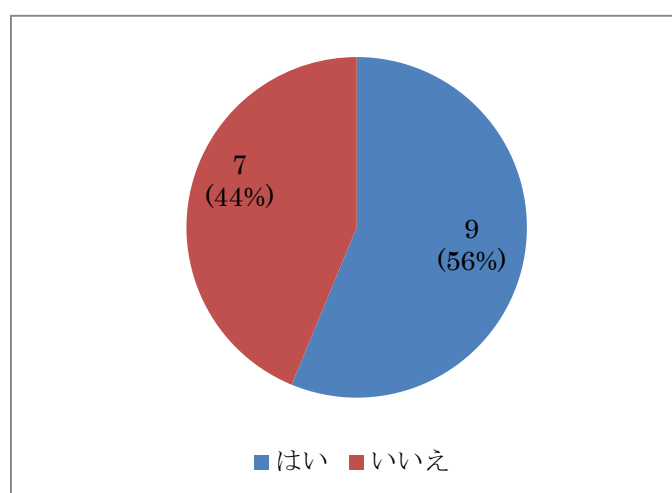


図 1-3-6 避難所におけるペット受け入れの際のルール設定の有無（自治体 B）

(イ) 避難所におけるペットの飼養頭数

16 市町村（アンケート対象：自治体 B）の自治体が把握していた避難所でのペットの飼養頭数は、犬 92 頭、猫 40 頭、その他 2 頭でした。

表 1-3-19

犬	猫	その他
92 頭	40 頭	2 頭

(ウ) 避難所におけるペット飼養のための配慮や支援

16市町村（アンケート対象：自治体B）のうち、5自治体において被災者が避難所でペットを飼養するために特別の配慮や支援を行っていました。その内容は、ペット飼養者と非飼養者の避難所内でのエリア分けや動物専用スペースの設置、グラウンドの開放、ペット用品の配布等でした。

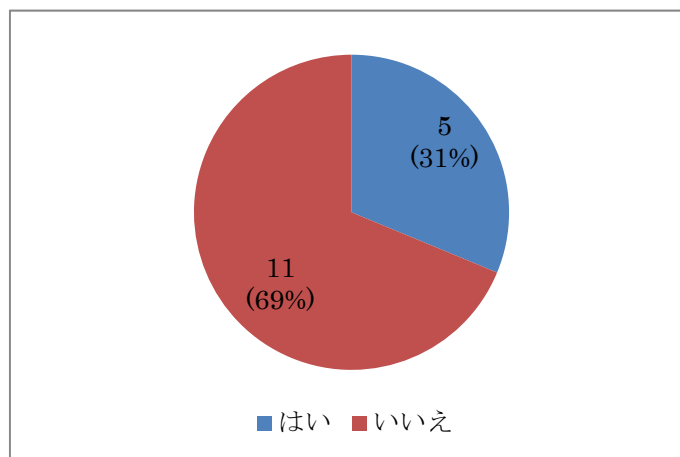


図 1-3-7 避難所におけるペット飼養のための配慮や支援の有無（自治体B）

(エ) 避難所におけるペットに関するトラブル

16市町村（アンケート対象：自治体B）のうち、5自治体において避難所でのペットに関するトラブルがあったことが分かっています。その内容には、ペット飼養者と非飼養者の間での、避難所内でのペット飼養に関するものが多く、一部では、避難所職員からの注意を無視した、飼養者の身勝手な行動が問題になっていました。

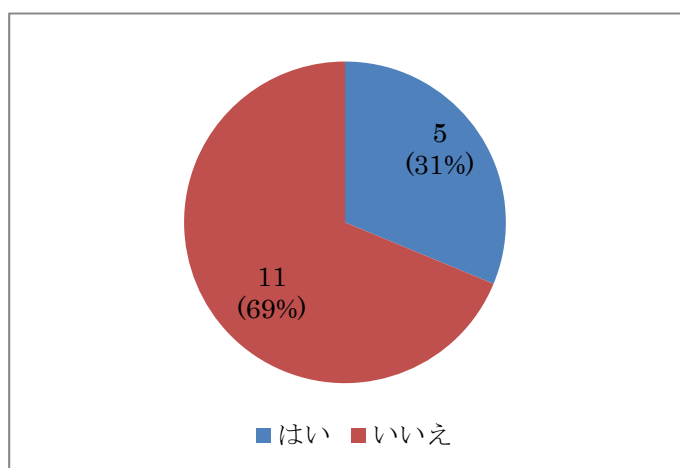


図 1-3-8 避難所におけるペットに関するトラブルの有無（自治体B）

③ 仮設住宅におけるペットの飼養

(ア) 仮設住宅におけるペットの受け入れ方針

熊本市とその他 16 市町村（アンケート対象：自治体 B）のうち、14 自治体が仮設住宅を設置しており、仮設住宅を設置した自治体全体での仮設住宅の設置地区数は 92 地区、総戸数は 4078 戸となっています（図 1-3-9）。このうちの 8 自治体が、仮設住宅にペットを受け入れる（飼養する）際に届出書または誓約書等を取り交わしていました。また、2 自治体では一部地区の仮設住宅においてペットの受け入れを不可としていました。一方、ペットの同行避難に対する受入れ態勢やマニュアル等が整っておらず、仮設住宅でのペットの飼養を禁止していた自治体もありました（表 1-3-20）。

表 1-3-20

熊本市及び 16 市町村（自治体 B）	該当自治体数
仮設住宅でペットを受け入れるにあたって、届出書、誓約書等を取り交わした市町村	8
仮設住宅でペットの受け入れを行わない方針とした市町村	1
一部地区の仮設住宅においてペットの飼養を不可とした市町村	2

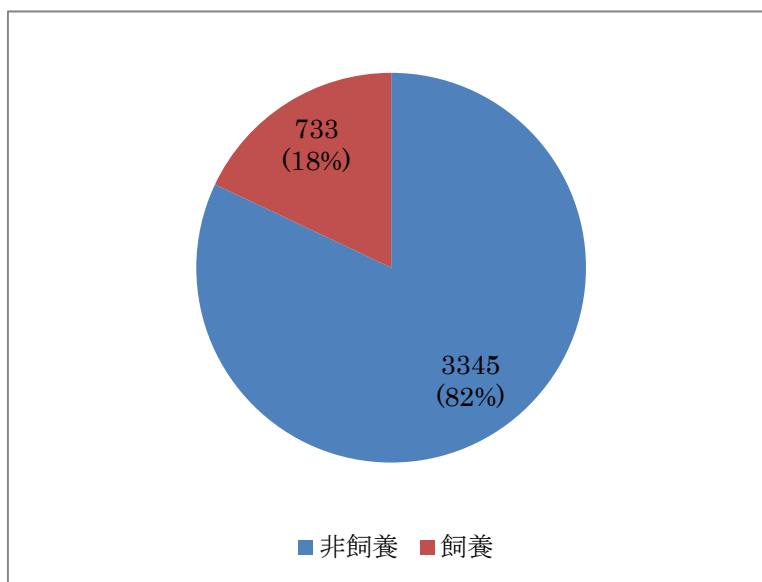


図 1-3-9 仮設住宅におけるペット飼養戸数の割合（N=4078）

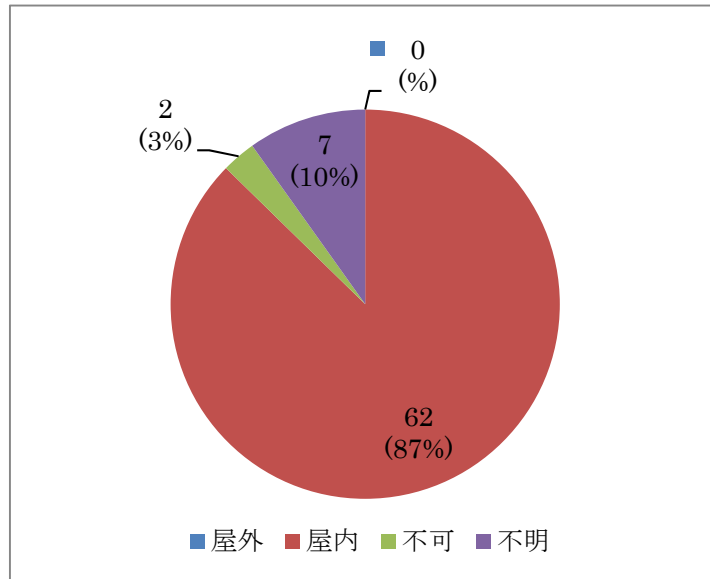


図 1-3-10 仮設住宅における飼養条件 (N=71)

(イ) 仮設住宅におけるペットの飼養頭数

熊本市とその他 16 市町村（アンケート対象：自治体 B）の自治体が把握した、仮設住宅でのペットの飼養頭数は、犬 628 頭、猫 312 頭、その他 25 頭でした。

表 1-3-21

犬	猫	その他
628 頭	312 頭	25 頭

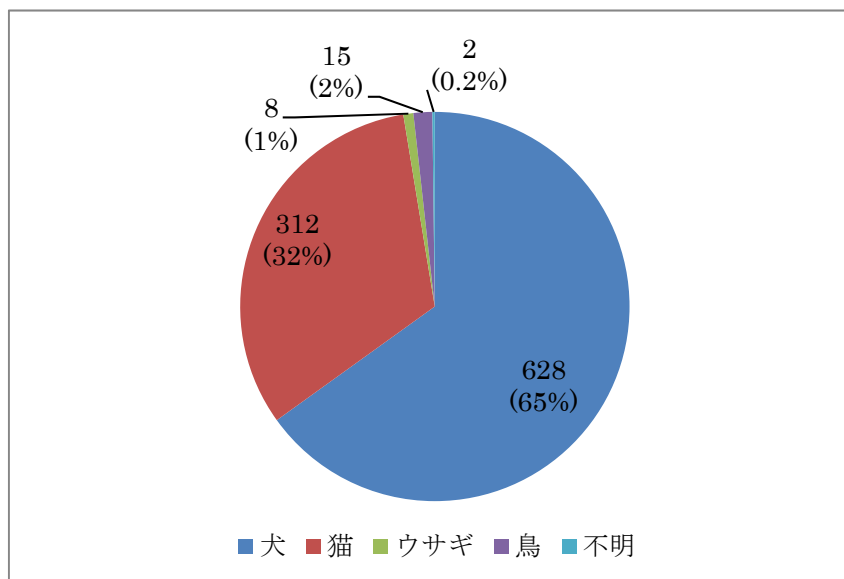


図 1-3-11 仮設住宅における飼養頭数内訳 (N=965)

(ウ) 仮設住宅におけるペットの飼養に係る連携と支援

熊本市とその他 16 市町村（アンケート対象：自治体 B）のうち、仮設住宅でのペットとの同居にあたって、熊本県等と連携・調整を図っていたのは 6 自治体でした。また、自治体独自の配慮や支援を行っていたのは 6 自治体でした。

表 1-3-22

熊本県との連携・調整内容
熊本県の資料を参考に庁内で検討を行った。
熊本県からペットとの同居を可能にするように要請があった。
熊本県等と調整し、室内のみの飼養となった。
熊本県からのゲージの提供。
仮設住宅入居説明会の折、阿蘇地域被災動物救護対策本部（熊本県・AINS [※] ）より、入居の際の注意点などを、ペットを飼わない人たちも含めたところで説明してもらった。
室内飼い用のゲージを用意してもらい、希望者に無料で貸し出した。
熊本県が参考に示した入居者のしおり案やペット飼育要領案を採用し使用している。
熊本県と（一社）熊本県獣医師会等で組織される熊本地震ペット救護本部が、仮設住宅へのゲージの提供や仮設住宅での相談会を実施している。
自治体独自の支援内容
入居申込時に、ペットの飼養希望、屋外飼育しているペットがいるか、ペットアレルギーの有無の項目も設け、住居割り振りの際に配慮した。また、入居申し込み説明会の時点から仮設住宅でのペットの飼養についての説明や、仮設住宅でペットの受入れを円滑にすすめるための、受入れ当初の支援メニューを紹介した。
室内飼いをするよう伝えた。
ペット同居可の専用仮設住宅の設置及び配置（団地の外側）。
届出書、誓約書の作成。 村の活動ではないが、AINS に仮設住宅を見回っていただいている。
すべての仮設住宅においてペットの飼養を可としており、室内飼いを基本としている。
ペットを飼養される世帯を極力集中させて、飼養しない世帯とのトラブルが減るように配置した。

※AINS：南阿蘇村を中心に活動する民間団体

(エ) 入居者間のペットに関する問題等の把握方法

熊本市とその他 16 市町村（アンケート対象：自治体 B）のうち、仮設住宅での入居者間のペットに関する問題等について、見回りや自治会の結成などの措置をとっていたのは 5 自治体でした。一方、住民からの直接の報告によって問題等を把握していたのは 3 自治体でした。なお、その他の自治体では、ペットに関する問題等の把握方法が不明でした。

表 1-3-23

ペットに関する問題等把握方法	該当自治体数
入居者間のペットに関する問題等の把握に飼い主の会や自治会、巡回などの措置をとっていた市町村	5
住民からの報告とした市町村	3

(オ) 仮設住宅におけるペットに関するトラブル

熊本市とその他 16 市町村（アンケート対象：自治体 B）のうち、アンケート調査の実施時点までに、仮設住宅において入居者間のペットに関するトラブルがあった自治体は 6 自治体でした。トラブルの事例は次の通りです。

表 1-3-24

事例	仮設住宅でのペットに関するトラブル事例	
	内容	対応
1	仮設住宅の犬が放れていた。	職員が訪問して指導。
2	仮設住宅敷地内での排便がそのままであった。	職員が訪問して指導。
3	猫を飼っている人がいて、困っている。	「ささえあいセンター※」の職員が、保健所の担当へ相談するように伝えた。
4	団地内にペットのフンがあるとの苦情。	仮設担当課がペットと同居している世帯に対し、注意勧告のチラシを配布。
5	猫が仮設住宅の外で毎日のようにケンカをしてうるさい。	仮設担当課がペットと同居している世帯に対し、注意勧告のチラシを配布。
6	住民が犬にリードをつけて散歩中に、当該犬が、室外に出ていた他の犬に咬まれ負傷した。	保健所と役場が、咬んだと思われる犬の飼い主宅を訪問し、飼い方等について指導した。
7	仮設団地内で飼っている大型犬が、同じ仮設内で飼っている小型犬に噛み付き、小型犬がケガをした。	町職員（仮設団地担当）が大型犬の飼い主の自宅に行き、指導を行った。
8	散歩中の糞の不始末。	役場で看板設置。

※ささえあいセンター：地震の被災者に対して、見守りや生活支援、地域交流の促進などの

支援を行う組織（阿蘇市社会福祉協議会内）。

（カ）仮設住宅における適正な飼養管理等についての広報・普及啓発活動

熊本市とその他 16 市町村（アンケート対象：自治体 B）のうち、仮設住宅でのペットの適正な飼養管理等について、広報や普及啓発活動を行っていたのは 6 自治体でした。これらの自治体では、仮設住宅入居時の説明だけでなく、ペットの適正飼養に係るチラシの配布や掲示の他、保健所によるペットの飼養相談会等を行っていました。また、飼い主の会の設置の必要性を説明し、各仮設住宅で、ペット飼養者の連絡担当者を選任するように促した自治体もありました。

（キ）仮設住宅におけるペットとの同居にあたり、今後必要だと感じた措置や課題

熊本市とその他 16 市町村（アンケート対象：自治体 B）のうち、熊本地震を踏まえ、今後の災害に備えたペットとの同居にあたっては、5 自治体が、何らかの措置の必要性や課題があると考えています。

表 1-3-25

仮設住宅におけるペットの飼養にあたり、今後必要だと感じた措置や課題
限られたスペースの中で、どのようにして屋外飼育のスペースを確保するのがよいのか検討。
飼い主の会の設置を必須条件にした方がよいのかについて検討。
屋外飼養希望の犬を早期に受入れできるような対策の検討。
ペットの同行避難に対する受入れ態勢やマニュアル等が整っておらず、仮設住宅・避難所ともにペットの飼養を禁止している。今回の地震においては比較的被害が大きくなかったため特に支障はなかったが、今後は検討していく必要がある。
大災害が発生した場合、仮設住宅の担当課も被災動物の担当課も余裕のない状態になる。本村の場合、熊本県阿蘇地域被災動物救護対策本部に手助けをしていただき大変助かった。特に AINS には被災動物の把握をしていただき大変感謝している。
ケージの貸し出しや、ペットを飼っていない人への周知ができればペットが住みやすい環境が整うと思う。
上位官庁が積極的に行動し、このような組織が機能すれば、多くの問題が緩和されるのではないかと考える。
ペット飼養における飼い主への注意喚起の徹底、マナー遵守の徹底 トラブルに関する対応マニュアル等の作成（管理側）※法に基づくもの
周辺住民の理解が得られ難い場合に、どのような対応をしていくか。

④ 行政による放浪動物・負傷動物の保護活動

熊本県と熊本市（アンケート対象：自治体 A）は、双方ともに行政による放浪・負傷動物（被災ペット）の保護活動を実施していました。保護収容活動は、市民等からの通報や職員による地域巡回によりました。

表 1-3-26

熊本県及び熊本市（自治体 A）	熊本県	熊本市
行政による放浪・負傷ペットの保護収容活動の有無	有	有

熊本県と熊本市（アンケート対象：自治体 A）が保護収容した、放浪状態のペット数は、両自治体合わせて犬 1094 頭、猫 1405 頭で、このうち、元の飼い主が見つかった頭数と返還できた頭数は犬 400 頭、猫 11 頭でした。但しどちらの自治体も、保護収容と通常の捕獲との区別はしていませんでした。

表 1-3-27

	犬			猫		
	保護収容	飼い主判明	返還	保護収容	飼い主判明	返還
熊本県	861 頭	235 頭	235 頭	1163 頭	5 頭	5 頭
熊本市	233 頭	165 頭	165 頭	242 頭	6 頭	6 頭

⑤ 飼い主からの一時預かり

熊本県と熊本市（アンケート対象：自治体 A）では、双方ともに飼い主からのペットの一時預かりの依頼を受け付けており、預かり数は両自治体合わせて犬 43 頭、猫 22 頭、返還頭数は犬 43 頭、猫 22 頭でした（表 1-3-28、1-3-29）。なお、どちらの自治体においても一時預かりに係る費用は無料としていました（表 1-3-30）。

表 1-3-28

熊本県及び熊本市（自治体 A）	熊本県	熊本市
飼い主からの一時預かりの受け付けの有無	有	有

表 1-3-29

	犬		猫	
	一時預かり頭数	返還頭数	一時預かり頭数	返還頭数
熊本県	37 頭	37 頭	18 頭	18 頭
熊本市	6 頭	6 頭	4 頭	4 頭

注：発災から平成 28 年 3 月末日現在

表 1-3-30 一時預かりでの費用負担

熊本県及び熊本市（自治体 A）	熊本県	熊本市
①自治体または現地動物救護本部等の負担	○	—
②一時預かり先（団体・個人）の負担	○	—
③飼い主の負担	—	—
④その他	—	○

⑥ 所有権放棄の状況

熊本県と熊本市（アンケート対象：自治体 A）において、飼い主から一時預かりを依頼されたペットのうち、熊本県では、飼い主による引き取りが困難となり所有権が放棄された事例がありました。飼い主が所有権を放棄した理由については、ペット飼養が認められていない「みなし仮設」などに住居が移ったため、ペットを継続飼養できなくなったためであることが挙げられました。みなし仮設住宅等の入居に当たっては、ペットの飼養を不可としている場合も多く、被災者の希望に合うみなし仮設住宅が少ない中で、ペットの飼養を諦めざるを得ないケースがあったと報告されています。

表 1-3-31 一時預かりを依頼していた飼い主が所有権放棄をした理由

熊本県及び熊本市（自治体 A）	熊本県	熊本市
①避難所でのペットの飼養が許可されていないため	—	—
②避難所でペットの飼養は認められているが、トラブル等を懸念して飼えないため	—	—
③ペットの飼養可能な仮設住宅への入居を申し込んだが、住むことができなかったため	—	—
④みなし仮設などペット飼養が認められていない住居に移ったため	○	—
⑤飼い主が病気・怪我などで飼養することが困難なため	—	—
⑥その他	—	—

⑦ 所有明示の状況

熊本県と熊本市（アンケート対象：自治体 A）において、飼い主不明として動物救護施設に保護収容された犬・猫のうち、何らかの所有者明示等を装着していたのは犬 368 頭、猫 13 頭でした（ただし、自治体が把握できたもののみ）。

装着物の内訳は、犬ではマイクロチップを装着していたものが 7 頭、鑑札または狂犬病予防注射済票を装着していたものが 16 頭、迷子札付きの首輪をしていたものが 1 頭、首輪のみ（迷子札なし）を装着していたものが 344 頭でした。また、猫では、13 頭が首輪だけ（迷子札なし）を付けていました。

表 1-3-32 所有者明示等の表示物の装着状況

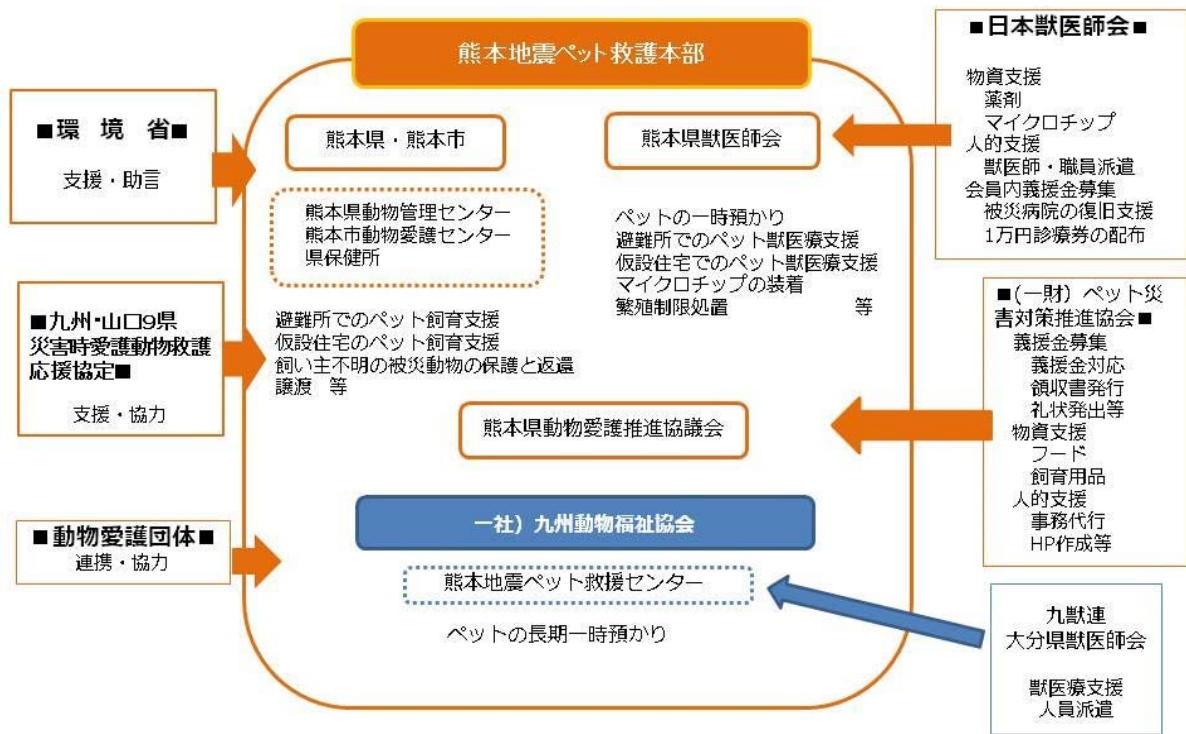
熊本県及び熊本市（自治体 A）		装着頭数	装着により 飼い主が判明した 頭数と割合	
犬	首輪のみ（迷子札なし）	344	136	(40%)
	迷子札	1	1	(100%)
	鑑札・狂犬病予防注射済票 （どちらか一方または両方）	16	15	(94%)
	マイクロチップ	7	6	(86%)
猫	首輪のみ（迷子札なし）	13	3	(23%)
	迷子札	0	0	(0%)
	マイクロチップ	0	0	(0%)

⑧ 現地動物救護本部の状況

熊本地震により被災したペットの救護やその飼い主を支援するために、熊本県、熊本市、(一社)熊本県獣医師会、(一社)九州動物福祉協会が連携して、「熊本地震ペット救護本部」を平成28年5月27日に設置しました。同本部は、環境省や九州各県、(公社)日本獣医師会、(一財)ペット災害対策推進協会(旧名称:全国緊急災害時動物救援本部)の支援を受け、支援活動を円滑にすすめています。

専用の窓口を設けて被災者からの相談を受け付けているほか、熊本地震によって一時的にペットの飼養が困難になった飼い主のために、(一社)九州動物福祉協会が運営する「熊本地震ペット救援センター(大分県玖珠郡九重町)」で、平成28年6月5日から被災ペットの一時預かりを開始しました。

なお、熊本地震ペット救護本部は現在(平成29年2月28日時点)も活動を続けています。



熊本地震ペット救護本部資料より

⑨ ボランティアの確保

熊本県と熊本市（アンケート対象：自治体 A）は、双方ともにペットの救護活動にあたって、ペットに関する知識を有する動物愛護協議会委員や動物愛護推進員に対してボランティア協力を依頼していました。

表 1-3-33

熊本県及び熊本市（自治体 A）	熊本県	熊本市
ボランティアへの協力依頼	—	—
専門知識や技術を有した人材へのボランティア協力依頼	有	有

⑩ 物資等の受入れ、提供体制

熊本県と熊本市（アンケート対象：自治体 A）は、双方ともにペットの救護活動の一環として、被災者や避難所、仮設住宅に対して物資を提供していました。この活動の中で要望が多く不足したのは、夏場の暑さ対策グッズでしたが、支援物資の仕分けを行うボランティアも不足していたことが分かっています。役だったものとしてはキャリー、ケージ等が挙げられます。

表 1-3-34

熊本県及び熊本市（自治体 A）	
不足して困ったもの	夏場の暑さ対策グッズ、猫用 2 段ケージ、受け入れ施設、仕分けボランティア、運営資金
役だったもの	フード、ペットシート、ウェットシート、キャリー、ケージ、首輪、リード、水、ウェットタオル、ペット用オムツ（車中泊時）、テント、毛布、犬小屋

⑪ 資金の確保

熊本県と熊本市（アンケート対象：自治体 A）のうち、熊本県ではペットの救護活動を行った際の資金の一部に熊本地震ペット救護本部からの配布義援金を利用しました。一方、熊本県、熊本市ともに広く一般に対しては義援金を募集しませんでした。

⑫ 広報・普及啓発活動

被災者の動物の救護(飼い主不明のペットの保護情報や、避難所等での適正な飼養管理等)に関する広報・普及啓発については、熊本県と熊本市(アンケート対象:自治体A)のうち、熊本市ではチラシやポスター等を作成し、熊本県ではこれらに加えてインターネットを活用した広報・普及啓発活動をしていました(表1-3-35)。

また、16市町村(アンケート対象:自治体B)での広報・普及啓発の方法は、ポスターやチラシ、インターネットを活用したもののほか、自治体職員や保健所職員等による避難所や仮設住宅の巡回などによりました(表1-3-36、図1-3-12)。

表 1-3-35 普及・啓発活動の方法

熊本県及び熊本市(自治体A)	熊本県	熊本市
①自治体の広報誌を活用	—	—
②ポスター・チラシを掲示	○(避難所)	○(避難所)
③インターネットを活用	○(避難所、 県全域)	—
④その他	○(仮設住宅)	○(仮設住宅)

表 1-3-36

16市町村(自治体B)	該当自治体数
①自治体の広報誌を活用	0
②ポスター・チラシを掲示	2
③インターネットを活用	1
④その他	2

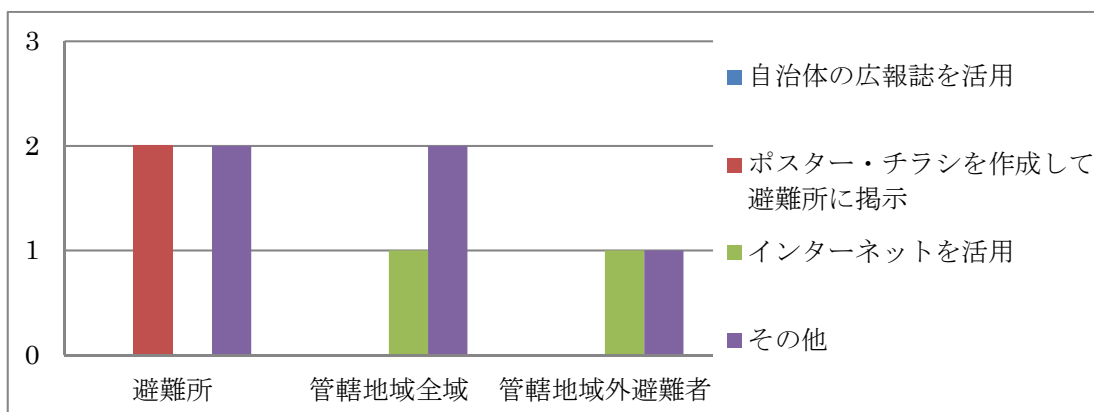


図 1-3-12 16市町村の避難所等における広報・普及啓発活動の方法(自治体B)

⑬ 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」活用状況

熊本県と熊本市（アンケート対象：自治体 A）のうち、熊本県では環境省が平成 25 年 6 月に発行した「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」（以下、「ペット救護ガイドライン」という。）を活用して県独自の対策の検討を進めていました。また、熊本市でもペット救護ガイドラインに基づいた対策、体制整備が進められていました。一方、16 市町村（アンケート対象：自治体 B）では、10 自治体がペット救護ガイドラインの存在を認識していましたが、6 自治体はペット救護ガイドラインの存在を認識していませんでした（図 1-3-13）。また、この中でペット救護ガイドラインを実際に活用した自治体は 1 自治体のみでした（図 1-3-14）。

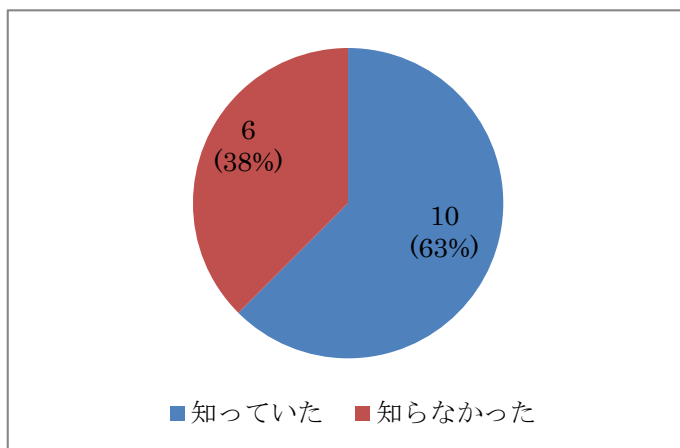


図 1-3-13 「ペット救護ガイドライン」の自治体認知度（自治体 B）

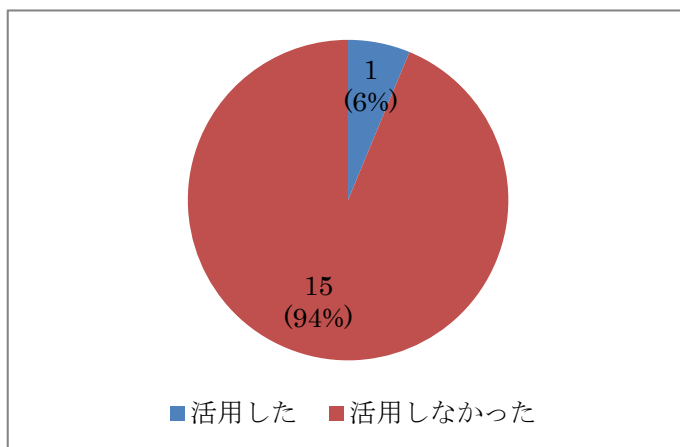


図 1-3-14 「ペット救護ガイドライン」の活用の有無（自治体 B）

表 1-3-37 「ペット救護ガイドライン」を活用して役だった点、不足と感じた点

自治体名	役だった内容	不足と感じたこと
熊本県	全般 特に事例、各種様式	救護本部に関すること（救護本部の体制図だけでは、運営方法等がよく理解できなかった。） 県レベル、政令指定都市レベル、災害の種類や規模等の対応等についても考慮していただけたらと感じた。 （一律のガイドラインで災害対策を練ることは困難と感じたため。）
熊本市	過去の震災における事例（避難所での対応等）について写真を使った紹介をしており、同行避難された方等への説明の際に役立った。	車中泊や軒先避難者のペット飼養状況の把握に苦慮したため、何か良い対応方法があれば内容を盛り込んでいただきたい。
南阿蘇村	仮設住宅への住民説明会で、環境省のガイドラインがあるので同行避難が必要なことを、動物を飼っていない人向けに説明できた。	特になし

⑭ 今後の災害に備えて

熊本地震を踏まえ、16市町村（アンケート対象：自治体B）では、5自治体が地域防災計画の見直しや災害に備えた備蓄飼料の確保、避難所等でのペット同行避難者への対応等について見直しを進めているほか、ペットのしつけやマイクロチップの挿入、迷子札の装着等の普及啓発についても検討を進めています。一方で、11自治体が今後も災害時のマニュアル等においてペットに関する内容の見直しは行おう予定はないと回答しています（図 1-3-15）。

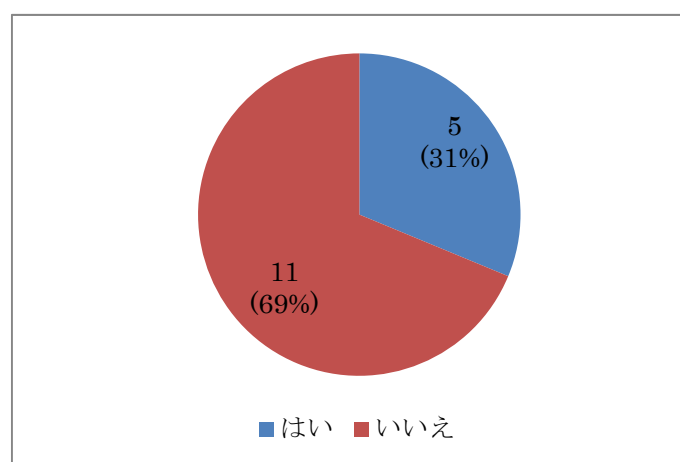


図 1-3-15 熊本地震を踏まえたマニュアル等の見直し予定（自治体 B）